

「大阪・関西万博 ベストプラクティスおよび「TEAM EXPO 2025」プログラム 海外向けプロモーション映像・チラシデータ制作業務」公募要領

1. 業務の趣旨・目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「当協会」という。）では、会期前より2025年に向けて、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGsの達成に貢献するために、多様な参加者が主体となり、理想とする未来社会を共に創り上げることを目指す取組である「TEAM EXPO 2025」プログラム※1を推進している。「TEAM EXPO 2025」プログラムにエントリーされた取組である共創チャレンジのなかから、実践的で世界各地で再生可能な、未来のために活用できる特に優れたものを「ベストプラクティス」※2として公募し、選考を経て採択されたものを、会場内に設けたベストプラクティスエリアで展示・展開することとなっている。

2023年4月より「TEAM EXPO 2025」プログラム公式WEBサイトの英語版を開設し、海外からも「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創チャレンジのエントリーの受付を開始する。これを機に当該事業を当協会ホームページやSNS、デジタルサイネージ、イベント会場等で国内外にて発信・周知し、特に海外から、大阪・関西万博のベストプラクティス公募に繋がる、地球規模での社会課題解決に向けた取組の「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創チャレンジへのエントリーを促進することを目的とし、そのプロモーションツールとなる映像およびチラシデータを制作する事業者を公募するものである。

※1. 添付資料「TEAM EXPO 2025 Programme」ご参照

※2. 【御参考】

Best Practices Area - sharing solutions, building the future (bie-paris.org)

<https://www.bie-paris.org/site/en/news-announcements/bie-activity/best-practice-solutions-world-expo-world-s-fair-expo-shanghai-2010-expo-yeosu-2012-expo-milan-2015>

2. 業務の名称

大阪・関西万博 ベストプラクティスおよび「TEAM EXPO 2025」プログラム海外向けプロモーション映像・チラシデータ制作業務（以下「本案件」という。）

3. 業務の概要

「仕様書」のとおり

4. 委託上限額

9,900千円（税込）

5. スケジュール

2023年3月15日（水）	公募開始
2023年4月10日（月）	提案書類提出締め切り
2023年4月 下旬	評価委員会・プレゼンテーション
2023年5月 中旬	契約締結

6. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同事業体（以下「共同事業体」という。）であること。

- (1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。
 - 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 過去5年以内に、英語字幕のある映像の制作実績を有する者。

7. 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりとする。

「6 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

- (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付
 - ア 配布期間
2023年3月15日（水）から4月10日（月）まで
 - イ 配布方法
当協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)
 - ウ 提案書受付期間
2023年3月15日（水）から2023年4月10日（月）17時まで
 - エ 応募書類の提出方法
応募書類（紙、電子媒体に収納したPDFファイル）は郵送又は持参により提出すること。
※2023年4月10日（月）17時当協会必着とする。郵送の場合は、郵送と併せて必ず受付期間中に電子メール（送信先：kiunjyosei-proposal@expo2025.or.jp）で応募した旨を送信すること。
※送付先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 機運醸成局 企画部 共創推進課
（担当：岡島、有賀、奥田）
※住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階
※電話番号：06-6625-8725
 - オ 費用の負担
応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

- ア 応募申込書（様式2：原本1部）
- イ 応募金額提案書（様式6：原本1部）
- ウ 企画提案書等（様式自由：原本1部、副本5部）
- エ 業務実績報告書（様式5：原本1部、副本5部）
- オ 誓約書（参加資格関係）（様式4：原本1部）
- カ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式8：Excel形式）
- キ 共同事業体で参加の場合
 - ① 共同事業体届出書兼委任状（様式3：原本1部）

【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

- ク 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）
 - ケ ①法人登記簿謄本（1部）
 - ・ 法人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの。
 - ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
 - ・ 個人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの。
 - ・ 準禁治産者（被保佐人と同じ）破産者でないことが分かるもの。
 - ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
 - ・ 個人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの。
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。
 - コ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - サ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
 - シ 使用印鑑届（様式7：原本1部）
 - ス 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式10：原本1部）
 - セ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式9：原本1部）
 - (3) 企画提案書に求める事項
 - 別紙仕様書「大阪・関西万博 ベストプラクティスおよび「TEAM EXPO 2025」プログラム海外向けプロモーション映像・チラシデータ制作業務 仕様書」の目的及び内容を踏まえ、次の(ア)～(ウ)に掲げる項目を含め、総合的に提案すること。
 - (ア)プロモーション映像・チラシデータの企画意図、狙いの提示
 - (イ)プロモーション映像・チラシデータの制作体制及び制作方法の提示
 - (ウ)プロモーション映像の絵コンテの提示
- 完全版(最大90秒程度)：1作品

簡易版(15秒、30秒) : 2作品

※(ウ)については複数の絵コンテを提示しても構わない。

※上記(ア)～(ウ)以外にも制作する映像をより分かりやすく伝えるために必要な資料および映像があれば参考として企画提案書に含んでも構わない。

(4) 企画提案書について

- ① 用紙サイズ : A4
- ② ページ数 : 最大15ページ
- ③ 用紙の向きは原則として横で統一し、ファイルに編綴する。
- ④ 応募者の具体的な名称を特定することができる記載又は類推できる表現は避けること（「当社」「当法人」といった記載は差し支えない）。

(5) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(6) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(7) その他

ア 応募は1者1提案とする。（共同事業体構成員として参加する場合を含む）

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出も行うこと。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例>「大阪・関西万博ベスプラ・TE映像・チラシデータ制作」

提案書 株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない。

（当協会が補正等を求める場合を除く。）

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本案件への参加資格を失うものとする。

8. 説明会

実施しない。

9. 質問の受付

(1) 受付期間

2023年3月15日（水）から2023年3月22日（水）17時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス : kiunjyosei-proposal@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】「大阪・関西万博ベスプラ・TE映像・チラシデータ制作」と明記し、質問内容を「質問票」（様式1）に記載して添付すること。

※ 口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けません。

質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべ

き事項がある場合は、当協会ホームページ【「大阪・関西万博 ベストプラクティスおよび「TEAM EXPO 2025」プログラム海外向けプロモーション映像・チラシデータ制作業務」の企画提案公募について】に掲載する。 (<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

10. プレゼンテーションの実施

書類審査を通過した応募者にはプレゼンテーションに関する案内を通知する。

応募者によるプレゼンテーションを行い、評価委員会委員による質疑を実施する。プレゼンテーション時間は15分、質疑応答時間は10分を予定している。

- ① 時期：2023年4月下旬
- ② 場所：事前案内通知時に決定
- ③ 時間：事前案内通知時に決定
- ④ 評価者：大阪・関西万博 ベストプラクティスおよび「TEAM EXPO 2025」プログラム海外向けプロモーション映像・チラシデータ制作業務委託事業者公募 評価委員会 委員
- ⑤ 内容：企画提案書について
- ⑥ 参加者：契約締結後、本案件の遂行に当たり、随時当協会の担当者と連絡を取る者となる者を含め最大3名まで
- ⑦ 企画提案書等及びプレゼンテーションにおける説明、質問に対する回答内容は受託者が本業務において着実に履行するものとする。

11. 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、評価委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。

イ 審査は、書類審査を行い、その中で優秀と審査された提案について、プレゼンテーション審査を行う。プレゼンテーション審査の日時及び場所は、事前に通知を行う。なお、プレゼンテーション審査の開催方法（対面形式、オンライン）は事前案内通知時に決定する。

プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できない。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しない。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
案件目的及び内容の理解度	・ 本案件の目的、主旨を十分にふまえた具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がなされており、この映像をきっかけ特に海外に向け、大阪・関西万博のベストプラクティス公募に繋がる、地球規模での社会課題解決に向けた取組の「TEAM EXPO 2025」プログラム/共創チャレンジへのエントリー促進のみならず、日本で開催される万博への興味喚起を期待できるか。	30点
業務実施体制	・ 制作体制が適切かつ十分なものであるか。	20点

	<ul style="list-style-type: none"> 制作スケジュール、制作手順などが明確かつ無理な工程となっていないか。 制作方法が適切かつ十分なものであるか。 	
制作物の企画内容	<ul style="list-style-type: none"> 絵コンテが示されて、没入感のある動画構成や視聴者を引きつける工夫がなされているか。 使用する素材はベストプラクティスおよび「TEAM EXPO 2025」プログラムの内容を的確に捉えたものを選択しているか。 大阪・関西万博のベストプラクティスは「TEAM EXPO 2025」プログラムの共創チャレンジの中から公募で採択されるというフローが端的かつ分かりやすく伝えられるものであるか。 開催地の特性（大阪、関西、日本）らしさが感じられるものであるか。 制作物の露出機会拡大が期待できるか。 	40点
過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去の実績は、本事業の実施に対し十分な効果が期待できるものであるか。 	10点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を当協会ホームページ【「大阪・関西万博ベストプラクティスおよび「TEAM EXPO 2025」プログラム海外向けプロモーション映像・チラシデータ制作業務」の企画提案公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

- ① 最優秀提案事業者（名称・評価点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称 ※50音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 評価委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12. 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と当協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、当協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、当協会から案内する。（詳細はこちら (<https://www.expo2025.or.jp/bidding/promotion/>)）

(2) 採択された提案については、採択後に当協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。

- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式10）を提出すること。誓約書を提出しないときは、当協会は契約を締結しない。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式9）を提出すること。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったり、また、当協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ① 契約の相手方が保険会社との間に当協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が、過去2年の間に当協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ④ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

13. 持続可能性の確保

- (1) 採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 採用者は、本契約の履行に際し、当協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)
- (3) 採用者は、当協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 採用者は、当協会が採用者による調達コードの遵守状況について当協会による確認・モニタリング又は当協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。
ただし、採用者が協力を支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 当協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、改善に取り組み、その結果を当協会に報告しなければならない。

14. その他

- (1) 応募提案にあたっては、本公募要領及び仕様書を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）等を遵守するこ

と。